

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 16 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて

標記について、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに、別添関係団体等に協力を依頼しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会  
一般社団法人日本慢性期医療協会  
一般社団法人日本私立医科大学協会  
一般社団法人日本私立歯科大学協会  
一般社団法人日本病院薬剤師会  
公益社団法人日本看護協会  
一般社団法人全国訪問看護事業協会  
公益財団法人日本訪問看護財団  
独立行政法人国立病院機構本部  
国立研究開発法人国立がん研究センター  
国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
独立行政法人労働者健康福祉機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
公益社団法人国民健康保険中央会  
社会保険診療報酬支払基金  
警察庁長官官房給与厚生課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省高等教育局私学行政課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
防衛省人事教育局  
各都道府県後期高齢者医療広域連合  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
労働基準局労災管理課  
労働基準局補償課  
保険局保険課  
社会保険研究所  
公益財団法人日本医療保険事務協会

保 医 発 1 1 1 6 第 1 号  
平 成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第1号。以下「施設基準通知」という。）において、当該施設基準に係る届出を行うには、厚生労働省保険局医療課よりデータ提出の実績が認められた保険医療機関として通知（以下「データ提出通知」という。）されることが必要となっている。

今般、別添の保険医療機関あてにデータ提出通知を発出したことから、当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式40の7「データ提出加算に係る届出書」にデータ提出通知を併せて届け出ることによってA245データ提出加算の算定が可能となるため、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知を図られたい。

別 添

| 保険医療機関名     | 住所              |
|-------------|-----------------|
| 医療法人邦徳会邦和病院 | 大阪府堺市中区新家町700番1 |